

## 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(下限面積)の廃止について

農地法一部改正により、令和5年4月1日以降、これまで規定されていた、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(下限面積)要件は廃止します。

市名	別段の面積(下限面積)
枕崎市	30アール→廃止(令和5年4月1日以降)

### 内容

#### 1.農地法第3条第2項第5号に規定する面積要件の廃止

農地関連法案の改正に伴い、農地法の一部改正も行われ、新たな農業参入者の確保・育成、農地の利用促進の支援策として、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が廃止されます。これに伴い、本市農業委員会が設定していた別段の面積(下限面積:30アール)を、令和5年4月1日から撤廃します。

ただし、農地取得に必要なそのほかの要件は、引き続き継続となります。

#### 2.今後の農地取得の要件

農地の権利取得にあたっては下記項目の要件を満たす必要があります。

権利取得後は、その農地を自らが効率的、継続して耕作していただくこととなります。

- 所有及び借りている農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること。
- 権利取得後において耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 権利取得後に周辺の農地の集団化・効率化に支障を生ずるおそれがないと認められること。